

4. 中心となる主体(当事者)

キーワード **近隣住区(6原則)には7番目の原則がある**

住民(演者)が生活(演劇)をどう演じていくかを想定しながら、まち(舞台装置)をつくるために、仮にシナリオをつくるのが都市計画家。しかしながら、その舞台装置にあとから上がってくる住民や所有者(演者)が新たなシナリオをつくりそこを管理していくことで、はじめて優れた舞台になる。ペリーの提唱した有名な近隣住区の6原則に従ってできた理想的な都市も、7番目の原則として、すなわち、住んでいる人がどう生活を演じていくか、地域をどう管理していくかで、まちが活きる。

〈主旨説明〉

他大学から、都市計画に興味をもち、はじめて石田先生と面談したとき、卒業研究で取り組んだ防災拠点構想で揺れ動く深川木場のまちづくりについて、ひたすら町内会(婦人会・青年会等)の住民の方々へのヒアリングを重ねて得た成果をお話ししたら、「面白いね」と一言おっしゃって下さった。そして、最後に先生が倒れて入院された鶴巻温泉病院で、転院直前に奇跡的にお話しができて、「あなたは建築学科にいるけれど、家政学部住居学科出身なのだから……」と言われた最後のことが、心に強く刻まれている。

聴講した石田先生の授業ノートには、そこに住む人働く人の舞台として「都市」をとらえ、その舞台でどのように人々の生活が展開するかのシナリオを描きながら舞台装置をつくるのが「都市計画」であると、書かれている。大規模な土地利用の更新を迎えた都心地域や人口減少・高齢社会を迎えた計画的戸建住宅地や団地など、学生とともに訪れる現場では、舞台の演者がどう主体的に自らの生活や住環境をマネジメントしていくかが大きな鍵となっている。近隣住区の7番目の原則が、いかに居住継承をしていく要素として重要であるかを実感している。

〈関連プロジェクトなど〉

①「代官山ルール」

工学部建築学科に就任直後に関わった渋谷区代官山地域では、屋敷町の文脈を継承しながら用途の混在したヒューマンな街並みが広がっていた。2000年の同潤会アパートの代官山アドレスへの建て替え以降、大規模な社宅や寮、団地やマンションが更新時期を迎え、まちが激変する時期に、地元のまちづくり協議会とともに作り、区に登録した「代官山ルール」。これは、地域の開発や建築行為に対し、地元の専門家等と事前に地域の価値を共有しながら計画協議をすることを義務付けたルールである。協議会で主催した連続セミナー「まちづくりの哲学」も、まさにまちという舞台と演者の関係性を説く議論であった。

②愛甲原住宅のまちづくり

大学にほど近い伊勢原市愛甲原住宅は、1966年国家公務員共済組合連合会により宅地造成、開発分譲された戸建住宅地である。高齢化が進む中で、福祉のまちづくりが実践されている。地域主体のNPO団体が発足し小規模多機能型居宅介護施設やデイサービスセンターを開設・運営する中、空き店舗を活用したコミュニティスペースで、2大学の学生がボランティアで様々なイベントを考案して地域の方々との交流を実現している。壁面アートやベンチづくりなどで新たな交流を生み出し、空地や空家も地域と学生が協働で把握し、新たな展開を生み出しつつある。

執筆者 **加藤 仁美** (かとう ひとみ)

プロフィール

1977年日本女子大学家政学部住居学科卒業、1980年東京都立大学大学院建築学専攻修士課程修了。母校の助手を務めて博士(工学)取得。短大勤務を経て、現在東海大学工学部建築学科教授、都市計画、建築法規等を担当。著書に、『未完の東京計画』(筑摩書房)、『かわる住宅・まちづくり』(丸善)、『近代日本の郊外住宅地』(鹿島出版会)、『実践・地区まちづくり』(信山社サイテック)、『自治と参加・協働』(学芸出版社)、『成熟社会における開発・建築規制のあり方』(技報堂)等。

4. 中心となる主体(当事者)

キーワード **選ばれた街の計画からすべての街の計画へ**

地区計画の策定のためには住民が自分たちの街に自負と愛着をもつことが必要であり、それを選ばれた街からすべての街の計画手段に変えてゆくことが必要である。

〈主旨説明〉

1980年9月に地域社会研究所により発行された『コミュニティ』59(まちづくりの実験 田園調布の60年)に掲載された石田先生の「住民協定とまちづくり—地区計画と可能性—」からの引用。明治期に日本で最初に民間デベロッパーが開発した神田三崎町と大正期に開発された田園調布の比較から、住民の町に対する深い愛着という共通性を指摘。開発者の大手デベロッパーが最初の事業として、当時の最も進んだ欧米風まちづくりを行った点。居住者がそのような街に住むという自負と愛着を持って自分達の街を見、生活しているという点で極めて強い共通性を持っている。ペリーの「近隣住区」の住宅地計画の6つの原則に加え、7つ目の原則として「近隣住区内の地域の維持・管理・運営は不動産所有者の協議会によって行われるべきである」ことを強調。新しく制度化された「地区計画」の有効性に期待しつつも、開発者(土地所有者)の意向と住民の合意がなければ、地区計画は成立しない。その為には、「自分たちの街に自負と愛着」を持ち得る街であることが必要であり、それを持つ田園調布や神田三崎町が時代に先駆けた「選ばれた街」であり、それをすべての街の計画の手段に変えてゆかなければならない。と結んでいる。

〈関連プロジェクトなど〉

「田園調布地区地区計画」の策定と改訂

「選ばれた街」田園調布も、住民の増加や移動、世帯交代、地価の騰貴により、土地の細分化等の問題を抱えた。守るべき共通の規範を盛り込み、コミュニティの再構築を意図した「田園調布憲章」を1982年5月制定した。田園調布会(田園調布の町会:戦前から財団法人格を持つ)から憲章の具現化のための「地区計画制度」の導入の意向を受け、大田区は、1986年7月「田園調布地区地区計画策定調査」にのりだした。

一方、住民の間には建ぺい率、容積率の緩和(30%, 50%→40%, 80%)を望む声が強くなり、都知事と大田区長宛てに陳情書が提出された。

環境にそぐわない建物を規制し、秩序ある調和のとれた街並みをつくることと、相続税等の対策として土地の有効利用を図ることの接点を見出すため、田園調布会との協議の結果、当初案から計画区域の縮小(田園調布会全域→東横線西側)、敷地面積に最低限度の緩和(200㎡→165㎡)等へ変更された。

1991年8月建ぺい率、容積率(40%, 80%)の変更と同時に、「田園調布地区地区計画」が策定された。東京都における用途地域等の変更にあたって、地区計画策定を原則にすることの先駆けとなった。

2003年、土地の細分化、緑地の減少等、環境の変化が現れたことから、地下容積率の緩和の不適用、接道面の緑化の義務化、地盤面の嵩上げを制限するという、3点の法制化を求めた陳情が提出された。「自分たちがこのルールを守れなくなったら、田園調布から出て行く」という強い「自分たちの街に自負と愛着」を持つ方々が変更検討会を構成していた。議論の結果、地盤面の変更に対しては方針に取り入れ、地区整備計画として、①敷地の接道部の幅員1mを「環境緑地」の名称で地区施設として位置付け、環境緑地内の緑化は、敷地の接道長2分の1を超える部分を緑化し、かつ接道長さ1mにつき、見付け面積1㎡以上の植栽を施すものとする、②道路境界線及び敷地境界線から1mの範囲の緑化をさまたげる工作物の設置制限を主な内容とする地区計画の改訂を2005年12月に行った。

改訂以後、10年を経過し、田園調布会のメンバーの変更や住民の意識の変化もみられるが、「自分たちの街に自負と愛着」に基づく、維持・管理・運営は継続している。

執筆者 **中村 哲** (なかむら てつ)

プロフィール 1978年東京都立大学建築工学科(都市計画研究室)卒業、大田区役所入庁。都市計画担当として12年間、その後、営繕業務・確認業務・都市開発業務を経て、2004年4月より都市計画担当係長。マスタープランの改訂、景観計画の策定等に携わる。2015年3月退職後、フルタイム再任用係長として2年目。

4. 中心となる主体(当事者)

キーワード **土地区画整理事業における市街化コントロール (区画整理後のまちづくり)**

都市計画の実現は、規制誘導制度よりも地権者等との調整(コーディネート)の力が重要である。

〈主旨説明〉

私の大学院時代、石田先生は波多野先生とともに区画整理の民有地の市街化予測、そのコントロールの研究に取り組んでおられた。当時、私は区画整理に全く関心がなく、かつそれらの重要な研究には目もくれずという不詳の輩であった。しかし大学を出て宅地開発公団に入るとすぐに竜ヶ崎NT(北竜台326ha)で区画整理事業の計画担当に。そこで初めて先生の研究の重要性を知り早速、石田先生が座長の研究会を設置し、波多野先生の指導のもと民有地の市街化予測調査を行った。地主の土地活用意向は多様かつ複雑で予測もコントロールも難しい。また個々の地権者の勝手な土地活用はしばしばまちづくりを阻害する要因ともなる(無秩序なアパートや店舗の建設など)。

竜ヶ崎ニュータウンでは民有地の活用に向け、東エリアの大幹線道路の沿道街区を沿道利用できる形に変更して、そこに大地主の換地を当てた。それが見事に成功して大型沿道商業施設が次々に立地し、公団が努力することなく龍ヶ崎市の一大商業ゾーンが形成される。この時から区画整理地区において、地権者の活用意向をどう汲み取ってまちづくりに繋げるかに関心を持つことになる。

その後、越谷市役所で区画整理と再開発事業、常磐新線(つくばエクスプレス)の三郷と八潮地区で区画整理事業、千葉市役所で道路事業などの現場に関わる。各事業とも役所が決めた計画への反対が強かった。反対の声を丁寧に聞くことで役所の論理を押し付けずに柔軟に計画を変更することで収束を図った。この時地権者との調整の重要性を知る。そして都市計画の実現は、用途地域、地区計画、建築協定などの規制誘導制度よりもこうした調整(コーディネート)の力が重要であることを悟る。

さらに区画整理事務所の所長というチャンスを得て、船橋の坪井地区(65ha)では大地主25人のまちづくり研究会を発足させ、土地活用を協力して進め、まちづくりに繋げることが自分の利益にも繋がることの理解を進めた。しかし公団がURに移行することになり、まちづくりをしない組織になることから、自らNPOを設立することを決断し、地権者等のコーディネートによるまちづくり支援をライフワークとすることに。NPO設立後3~4年後であったか、石田先生から依頼があり、横浜の市民グループの会でNPOのまちづくりの話をした。講演後、石田先生、波多野先生と3人で桜木町駅前の店の、暑いときだったので外のテーブルでワインを囲んだ。これが石田先生と最後にお話できた機会であった。NPOのまちづくりの取組をたいへん喜んでくれた。石田先生に褒められたのは先にも後にもこの時だけ。大変おいしいワインであったことを思い出す。

〈関連プロジェクトなど〉

「船橋美し学園のまちづくり」「いわき豊間の復興まちづくり」

- ・ NPO美しい街住まい倶楽部を設立後、船橋市坪井地区を「船橋美し学園」と命名、農家の地主の約15haの土地を活用して、美しい街並みの住宅地(300戸、定借・売却)、駅前大型商業施設(定借)やメディカルモール、こだわりショップの誘致など土地活用意向に合わせたまちづくりを推進。
- ・ 2011年の大震災後、いわき市豊間の区画整理地区(300人以上の地権者)で復興まちづくりを支援。限界集落になる恐れのある状況下で、地権者コーディネートによる400戸のまちづくりに挑戦。

執筆者 **佐藤 俊一**(さとう しゅんいち)

プロフィール

1976年東京都立大学大学院建築学専攻(都市計画研究室)博士中退、同年宅地開発公団入社。竜ヶ崎ニュータウン事業(通算8年間)、住宅都市整備公団で首都圏各地の区画整理によるニュータウンづくりを担当。その間、越谷市役所都市計画部次長、千葉市役所道路部長。2000年千葉中部事務所長。2003年NPO美しい街住まい倶楽部を設立、理事長に就任、現在に至る。2013年から3年間首都大学東京大学院非常勤講師。

4. 中心となる主体(当事者)

キーワード **日本の都市計画には、本当の意味での住民参加がない**

日本の都市計画制度には住民参加の手続きがあるが、どれも不十分であり住民主体にはなっていない。

〈主旨説明〉

石田先生の授業では、欧米先進国の例を参考に、都市計画の主な理念（地区詳細計画、住民参加など）を掲げ、それらについての日本の現状と課題をていねいに解説するというスタイルが多かった。

住民参加についても、日本の都市計画制度では、案の縦覧、公聴会の開催、意見書の提出など民主的な手続きにより住民参加の機会が設けられていることをまず説明したうえで、次に例えば計画案の縦覧は役所庁舎前の掲示板にいつの間にか貼られ、しかもガラス戸に鍵がかかっている表紙しか見えないし、平日の昼間に担当課へ行くともうやく閲覧できるが内容は専門的で理解しにくく、たとえ住民が公聴会で発言したり意見書を出したりしても、それで役所の計画案が変更になることはまれである、それは都市計画審議会が行政と住民の間の中立的なレフェリーという本来の役割を果たしていないからである……など多々具体的に説明され、もって住民参加が十分に機能しているとは言えないと結論付ける（一方で、市民の側も都市計画をもっと知るべきと語る）。きわめて説得力のあるリアルな授業であった。

このように現行の住民参加制度を批判的に教え込まれた筆者が、卒業後に役所に就職したところ、新人研修の中で、講師の都市計画課課長補佐から「都市計画における住民参加」というようなテーマでのグループ討議が出題された。これに対し、私の所属する班では「住民参加でなく住民主体であるべき」とさらに踏み込んだ問題提起をした。特に造園職の同僚が、先進的なみどりのまちづくりを例として、無条件の住民主体論を展開していた。対して法律職の同僚は、広域的な視点が必要な構想や施設等は、住民意見と全体合理性の調整が絶対必要との論理で妥協しなかった。一方で土木職の同僚は、住民主体論に全く困惑し、行政の計画案の技術的合理性を住民にしっかりと説明する努力が必要であるとの見解だった（これが当時の行政の主流だったであろうし、あるいは今でも……）。建築職の私は、石田先生の「生活要求と計画要求」（別項参照）を説明し、住民の意向を尊重しつつ専門家による解決を主張した。これらをすべて包括してまとめた報告をしたところ、課長補佐から、すばらしいレポートだ、君たちは明日からでも課長補佐ができる！とほめられ、逆に落胆したのを記憶している。

今でも、「都市計画はなぜ住民主体でなければならないのか」に明確な回答ができるであろうか？

〈関連プロジェクトなど〉

「香陵校区地域まちづくり計画」

その後、先進的な自治体では、住民主導のまちづくりを取り入れるようになった。例えば、東京都中央区銀座、同渋谷区代官山、福岡市中央区天神等では、自治体の条例・要綱に基づき、住民主体でまちづくり計画を策定し、これをもとに開発事業者と地元組織との事前協議が義務付けられている。

筆者の関わっている福岡市東区香椎浜（ネクサスワールドを含む地域）でも、香陵校区まちづくり協議会が専門家の協力の下で住民の意向を集約して「地域まちづくり計画」を策定し、市役所のホームページに登録・公表した（2016年4月）。まちの将来像やまちづくりの理念を住民全体で共通認識とした上で、今後は専門家を中心となり開発事業者との具体的協議を進めていくことになる。

執筆者 **大竹 亮**（おおたけりょう）

プロフィール

1980年東京都立大学建築工学科(都市計画研究室)卒業。建設省(当時)に入り、住宅・建築・都市行政に携わる。卒業研究の際の知見(既成市街地の変容プロセスとその要因分析)をもとに、ゆるやかな再開発制度などを新規提案し実現した。旧国土庁・北海道開発庁、国土交通省、地方自治体、都市再生機構、国土技術政策総合研究所等の勤務を経て2014年退職。現在は(株)日本建築住宅センターに在職。一方で、住民主体の福岡市香陵校区まちづくり協議会事務局長を務める。

4. 中心となる主体(当事者)

キーワード 地域・自治体のまちづくり史

地域・自治体のまちづくりの歴史を振り返ることを通して、自分たちの「まち」を再認識しよう。

〈主旨説明〉

1992年に世田谷区から『世田谷区まちなみ形成史』が発行された。石田先生を座長とする世田谷区街並形成史研究会において1989年から約2年間、資料の発掘を含め月1回程度の勉強会を重ねてその成果をとりまとめたものである。本の内容は三部構成、第一部は明治初年から1970年代までの年代を追った世田谷のまちづくり通史、第二部は集めた計画図などの図説史、第三部は話題編「明治以降の“文学”にみる世田谷のまちなみ形成」(石田先生の奥さんの石田裕子さん執筆担当)で、A4判全200ページに近いものだ。

研究会発足の2年前には、日本近代都市計画史の全体が一望できる石田先生の1987年初版『日本近代都市計画の百年』(自治体研究社)が出版された。一般市民にもできるだけわかりやすい都市計画の通史的な入門書となるべき意図されたという。一方、地方自治体がそれまで編纂したものは、都市計画の個別の「事業誌(史)」やいわゆる「自治体史(区史・市史など)」がほとんどで、都市計画やまちづくりのことを幅広くきちんと取り上げたものは数少ない。住民と地方自治体(文字どおりの地方自治)を基礎にした1968年(新)都市計画法がスタートしてから、この時すでに20年余りが経過(現時点でみると約半世紀が経過)している。まちの主人公である住民・市民が、自分たちの「まち」を知り、「まちづくり」を考え・参加する契機になる……、そんな「地域・自治体まちづくり史読本」が身近にあると、むずかしいといわれる都市計画も少しは分かりやすくなって、どんなにか役立つに違いない。世田谷区まちなみ形成史が発行された時、「こんな取り組みがもっといろいろな自治体で広がるといいね」といわれた石田先生の言葉が、その後の拡がり具合?からしていまだに気になっている。

〈関連プロジェクトなど〉

自治体発行のまちづくり史・まちなみ形成史の事例

1. 「例えば」として石田先生が例示したもの
 - 1) 1981年『港町・横浜の都市形成史』(横浜市企画調整局)
 - 2) 1985年『広島被爆40年史 都市の復興』(広島都市生活研究会編、広島市企画調整局)
 - 3) 1989年『まちにすまう…大阪都市住宅史』(大阪市企画・大阪都市協会編集、平凡社)
2. 筆者也執筆に関わったもの
 - 1) 1992年『世田谷区まちなみ形成史』(世田谷区)：執筆グループ6人、作業協力の学生3人、世田谷区都市整備部職員9人で世田谷区街並形成史研究会が構成された。
 - 2) 2008年『町田市まちづくり50年史』(町田市)：市制50周年記念の一環で企画された。庁内の編集チーム(執筆分担含む)を中心に、執筆・編集アドバイザーとして、高見澤さん(全体とりまとめ役)と竹内が参加。編集まとめ首都圏総合計画研究所。

執筆者 竹内 陸男 (たけうち むつお)

プロフィール

福井大学建築学科卒業、1975年東京都立大学大学院工学研究科(都市計画研究室)博士課程満期退学。地域総合計画研究所を経て1982年シビックプランニング研究所設立、現在に至る。主に世田谷区、川崎市、町田市などで自治体住宅政策やまちづくりに関わる。最近では、生まれ育った場所(大阪市東部下町)の界隈史づくりを楽しんでいる。

4. 中心となる主体(当事者)

キーワード **ここがわたしたちのまち**

都市計画事業史だけでなく幅広いまちなみ形成史を知ることで、まちづくりに参加する契機となる。

〈主旨説明〉

石田先生から声をかけていただき、『世田谷区まちなみ形成史』(1992年3月 世田谷区都市整備部)の作成に関わるようになった。先生は既に『日本近代都市計画の百年』(自治体研究社)を世に出されていたが、地方自治体レベルで、都市計画をきちんと取り上げながら、まちづくりに関わる幅広い話題も取り上げ、一般市民に面白い読み物となるような本を考えられていた時に、世田谷区から「まちづくり史」あるいは「まちなみ形成史」の話があったとのことである。都市計画史が「ここがわたしたちのまち」を認識するために役立つものであること、世田谷でいえば、そのまちなみが「自然発生的にできあがったのではなく、それなりに多くの計画的努力の積み上げもあったが、それにもかかわらず、なぜごちゃごちゃした市街地になってしまったかを知ってもらうこと」が、まちづくりを考え、参加する契機になるということ、まさに歴史を知るものが未来をつくることを教えられた。

別の話になるが、私にとって石田先生の言葉で忘れられないのは、阪神・淡路大震災の後しばらくしてから、「あの時、ツバメは驚いただろうね。巣をかける建物がなくなっていたから。どうしたんだろうね」と呟かれたことである。バードウォッチングを楽しまれることは知っていたが、「ツバメの住宅問題まで心配されるとは」と正直驚いた。それは、先生の人間的な優しさというだけでなく、やはり都市への深い洞察が秘められていると今は思う。

〈関連プロジェクトなど〉

世田谷区 風景資産+風景づくり活動

世田谷区では、区民参加の風景選定として「せたがや百景」があったが、各地で行われている風景百選と同じく人気投票であり、積極的な景観・風景の保全や形成につながらなかった。『世田谷区まちなみ形成史』発行後の1999年、世田谷区風景づくり条例が制定された。その中に、地域風景遺産の選定と風景づくり活動がある。地域風景遺産の選定には以下の4つの基準がある。(1)風景としての資産価値、(2)地域の共感・共有、(3)風景づくりにつながるアイデア、(4)コミュニティづくりにつながる可能性があること。地域風景資産は、2002年度、2007年度、2013年度の3回の選定で合計86件が選ばれた。この地域風景資産を活かすため「風景づくり活動団体」による取組みが進められている。その一つに「駒沢給水塔風景資産保存会」がある。駒沢給水塔は土木学会の「選奨土木遺産」にも選定されている。私自身土木学会で選奨土木遺産の選定に関わってきたが、選奨の効果にまちづくりへの活用も謳っており、その意味でもこの制度は興味深い。

執筆者 **昌子 住江** (しょうじ すみえ)

プロフィール

1975年東京都立大学大学院社会科学研究所修士課程修了、1975-76年都市計画研究室研究生。首都圏総合計画研究所等を経て、1990年関東学院大学工学部土木工学科専任講師、2000年同学科教授。土木史と都市計画・まちづくりを担当。横浜市金沢区、奈良県大宇陀町(現宇陀市)等でのまちづくりに関わる。2003年より横須賀市追浜地区で空き店舗活用まちなみ研究室に取組み、2008年3月東京湾第三海堡移設を機に大学を早期退職、地域まちづくりへの関わりを主とする。

現在NPO法人アクションおっぱま理事長、神奈川大学大学院非常勤講師。

4. 中心となる主体(当事者)

キーワード **生活者に寄り添った計画者たれ**

地道に、粘り強く、地域に密着して、なにかんづく「生活者に寄り添った計画者」たることが必要。

〈主旨説明〉

石田先生に教えられた大学時代から40数年を経ており、もはやその頃のことは忘却の彼方。まして先生の授業を真面目に受講していた(かどうか不明な)我が身にとって、一つのキーワードでお答えするのは正直、非常に難しい。

ただ卒業後、旧建設省(現国土交通省)や地方の県で住宅・建築行政を中心に、都市行政も一部担当した経験から、先生の国に対する厳しい政策批判の観点も踏まえ、身に染みて感じるのは、このようなことではなかっただろうか。今回を機会に、久しぶりに先生の著書『日本近現代都市計画の展開』の一部を顧みて感じた次第である。

先生の体系的な都市計画論の印象とは対照的に、実はもう少し身近な言葉で表せば、我々に対しては、地道に、粘り強く、地域に密着して、なにかんづく「生活者に寄り添った計画者」たれ、とおっしゃっていたように思う。

翻って我が身を見れば、既に行政関係の仕事を離れた今日、専ら自宅であるコーポラティブの管理組合理事長として、多忙な毎日を送っているが、その多くは、築後38年経過したマンションの3回目の大規模修繕、長年の課題であった耐震改修や開口部改修等の取組みのために費やしている。過去の経験を活かし、思う存分地元貢献したいと、年甲斐もなく張り切っているところである。地元市の都市計画課へ働きかけ、多摩地域では遅れているマンションの耐震化への補助制度創設を実現し、大いに取り組みに弾みをつけたところだが、重要なテーマはむしろ住民のコンセンサスづくりである。

わがコーポ高幡の場合、先輩格の柿生のプロジェクトに次ぐ第2弾の先駆的なコーポラティブハウスの事例であるが故、定着率が高い上に区分所有者の平均年齢74歳と高齢居住者が多く、身体の状態を含め、生活に対するニーズや考え方は極めて多様である。その中で最適解を探るためには、地道に、粘り強く、生活者に寄り添った計画者たるべきとの思いを強く持たないと、良い結果を導くには至らない。現在その途中であくせくもがいている。

NPOコーポラティブハウス全国推進協議会でも、良いものを作るためだけでなく、永年自主管理を続けている管理組合が知恵を出し合う場を設置し始めた。

やや我田引水的な「趣旨説明」になって恐縮だが、先般の先生の葬儀に参列した際、都市計画の大家としての面と同時に、地元の方々から頼られ、慕われた一面をうかがうことができた。先生からは、「僕はそんなこと言ったかな?」と言われそうだが、先生が身をもって示されたことの一部ではなかっただろうか。勝手な妄想でないことを願いつつ、「主旨説明」に代えさせていただきます。

〈関連プロジェクトなど〉

「コーポラティブハウス・コーポ高幡管理組合」(内容は「主旨説明」の中で記述したので省略)

執筆者 **保倉 俊一** (ほくら しゅんいち)

プロフィール

1970年東京都立大学建築工学科(建築歴史研究室)卒業。旧建設省、秋田・富山・神奈川各県および旧住宅金融公庫などで、住宅・建築・都市行政や関連事業を担当。退職後現在は、自宅コーポラティブハウスの管理組合理事長を務めている。

4. 中心となる主体(当事者)

キーワード **主体の確立というとき、真摯に対峙するフレームを如何につくるか、が問われる**

住民主体を確立するためには、専門家が住民に真摯に接する仕組みをつくることが大事である。

〈主旨説明〉

この原稿に向き合った時、自然と先生との問答形式になった。

石田先生：きみがやってきた都市開発は市民生活を底上げしたかね？ **私**：土地の価値を上げること、地権者の人生に転機をもたらすこと、みんなが集まれるような拠点をつくることを目指してきました。市民生活を底上げしたかどうか、は本当のところわかりません。 **先生**：市民生活にとって地価が上がるだけでは、資産運用はできて底上げではない。市民が自分で、資産価値とは何かを考え、自らの力で守っていくシステムを同時につくりださないと片手落ちだ。 **私**：先生が根気よく(たぶん厳しく)育ててこられた横浜市の「もえぎ野北地区建築協定」もその一つですね。エリアレベルで、建築協定のような住まい方をデザインする方法を見つける必要があります。 **先生**：例えば駅前のマンション街、超高層事務所街で、広場や公益施設を連携して運営するなど、可能性は様々な場所にある。問題は、中心となる主体の確立だ。 **私**：多くの人は、面倒くさい、誰かがやってくれればいい、と思っていないのでしょうか。 **先生**：共同で何かを成していくためには、共通の物語の共有が必要である。歴史を学ぶ意味、それを創った世代の想いを知る意味もそこにある。資産と物語の両方を育ててもらいたい。エコミュージアムという概念も同じ軸線の上にある。 **私**：「住民主体のまちづくり」というときの「主体」を今、どのように定義できるのでしょうか？主体としての住民がよく見えないのです。 **先生**：きみはどう定義するのか？ **私**：意思決定プロセスの必要な部分を受け持ち、できあがったあと周辺も含め地域をマネジメントする力を初期段階から蓄え続け、実際その街で育つ次世代に継承できる人達、が私のいう「主体」です。 **先生**：そこでの専門家の役割は？ **私**：まさに生活要求から計画要求への翻訳ですね！しかし今の私は、初めに計画があって、それを生活要求の形に翻訳して住民に押し付けている、逆をやっているように思います。 **先生**：主体の確立は対峙してこそ見えてくる。それは住民側だけでなく、主体を支える専門家側にもいえる。住民に真摯に対峙するフレームを如何につくるか、そして一緒に計画をまとめていくだけの力量(そして、もちろん意思)と、その実践を協同して社会に提示し、仕事として確立していく努力が同時に問われている。

〈関連プロジェクトなど〉

もえぎ野北地区の建築協定

- もえぎ野北地区建築協定書(横浜市青葉区もえぎ野24番17ほか)第6条建築物に関する基準
- (1) 建築物の用途は、一戸建て専用住宅(多世帯同居住宅を含む。)又は一戸建て診療所併用住宅(動物病院併用を除く。)とする。
 - (2) 敷地の最小面積は150平方メートルとする(ただし、横浜市長による認可公告のあった日(以下「認可公告日」という。)にこれに満たない敷地にあっては、その面積を最小面積とすることができる)。
 - (3) 建築物の高さは、地盤面から8.5メートル以下とする。
 - (4) 敷地の地盤面は変更しないものとする。ただし、外構工事などによる軽微な形状変更についてはこの限りではない。

執筆者 **東濃 誠** (ひがしのまこと)

プロフィール

1980年東京都立大学大学院建築学専攻(都市計画研究室)修了。日本設計に入り、法定再開発事業に没頭した。代官山アドレス、茗荷谷アトラスタワー、野方WIZ、シティ音羽などは、初めから終わりまでやったと書いても、誰も文句を言わないだろう。一人一人の生活の流れに掉さしてひたすらスタートラインを揃えていく効率の上がない仕事だ。でも世の中は、効率のいい仕事とそうでない仕事の両方で成り立っている。今年も来年もその先も後者の仕事をしているに違いない。

4. 中心となる主体(当事者)

キーワード **耳学問の会**

都市計画と住民主体のまちづくり運動

〈主旨説明〉

石田先生は近づきたい先生でした。髭を生やされてからは親しみやすさが増しましたが、川名、高見澤先生との近親感に比べると遠く、バリアーがありました。石田先生には「耳学問の会」という言葉が閃きます。「耳学問の会」の実態は不明でしたが、その場所、「耳学問の会」に石田先生に呼んでもらうことが、あこがれだった。そんな時期があったことを思い出します。

この原稿を書くとき決意して都市計画研究室に関わる書物を括っていたら、石田先生の論考が出てきました。驚きました。なにかの導きか。このコピーがあることも忘れていました。それは雑誌『住民と自治』に掲載された「都市計画とまちづくり運動」の一文でした(自治体研究社に発行時期を問い合わせたら1974年11月と確認される)。

〈関連プロジェクトなど〉

「辻堂南部の地区白書づくり」「高知市の地区カルテ」「真野のまちづくり」

石田先生は先の論考で「藤沢市の辻堂南部地区の住民がすすめている「地域白書づくり」の運動は、地域住民の手による共通認識の形成という点で重要だ」と述べています。その白書を私は作りたかった。1975年9月に『道場白書』が発刊されています。

また、行政側の都市計画広報のツールとして「地区カルテ」と命名し具体例を見出し、高知市の例を揚げ評価しています。高知のカルテはもともとコミュニティ・カルテと呼ばれ、当時の市長坂本さんが医者だったことからドイツ語と英語を合成し川名先生が名づけられたものです。この時、宮西は川名、高見澤先生のもとで印刷原稿作りをお手伝いしています。

川名、石田、高見澤先生がまちづくりの根本、理論を語り、宮西がその具体化、実践にとりくむのだと息巻いていた。だから最初のキーワードに「耳学問の会」がでてくるのです。その場に登場し「白書」「カルテ」「住民主体のまちづくり」をヤッター・ベビーとドヤ顔をしたかったわけです。

その後ひたすら「住民主体のまちづくり」というゴールに向けて走りぬけ、「真野のまちづくり」は続きます。ひらがなの「まちづくり」は都市計画学会が「石川賞」という形で認知してくれました。石田先生のスキームがあった故に振れずに「まちづくりプランナー」を目指して邁進することができました。

執筆者 **宮西 悠司** (みやにし ゆうじ)

プロフィール 1970年東京都立大学建築工学科(都市計画研究室)卒業。2002年日本都市計画学会・石川賞受賞。

4. 中心となる主体(当事者)

1965年、川名吉エ門先生の研究室でお会いしたのが、石田先生との最初の出会いでした。それ以来、ずっと公私にわたって多くのことをお教えいただきました。徹底した調査、資料収集と透徹した分析による論理に貫かれた先生の研究業績については、比べようもなく、とても及ぶことはできません。ただ尊敬のみです。社会的計画技術・制度としての都市計画の民主的変革を追求する研究者としての先生の姿勢から大きな影響を受けました。今も、事あると先生ならどのように考えただろうか、どのように発言されるだろうかと反芻します。先生から学んだことは、とても簡単には、整理できませんが、研究者として心に留めていることを先生への感謝の意を込めて述べてみます。

キーワード 「住民運動への視座」

2004年に発行された先生の『日本近現代都市計画の展開(1868～2003)』(自治体研究社発行、以下、『本』)では、都市計画は誰がおこなうのか、国か地方自治体か、住民は都市計画にどのようなにかかわるのか、すなわち「都市計画の主体」の問題が日本の近現代都市計画の歴史を貫く重要な課題だとして、現在の住民運動・住民参加の問題もそのような流れの中で考えることが必要と指摘されています。

戦後の都市計画は、1968年都市計画法(新法)が制定されるまで、明治憲法下のカタカナの1919年都市計画法(旧法)が用いられていました(これを私は、日本の都市計画の「おくれ」と言っています)。この「基本法不在の時代」に、国の高度経済成長政策下で都市問題が激化し、各地で住民運動が展開され、その住民運動の高揚が革新自治体を誕生させました。そうした時代状況が新法制定の背景でした。区画整理に対する住民運動もこうした運動のひとつです。新法と同年の1968年に全国組織として区画整理対策全国連絡会議(現区画整理・再開発対策全国連絡会議)が結成されます(私も結成当時から参加)。『本』でも連絡会議の研究集会の写真とともに連絡会議の活動が紹介されています。先生は連絡会議発足のときから関係してこられました。元気な先生と最後にお会いしたのも先生がお倒れになる一か月前の連絡会議の区画整理研究会でした。連絡会議の集会での先生の記念講演「まちづくりと住民運動」は、反対運動からまちづくり運動へ展開する住民運動の代表的な運動として、区画整理運動をとりあげて「住民運動が単なる既得権の擁護運動ではなく、運動が全面的に展開してゆく中で要求が統一され、運動の中で住民が成長していく点のみていかなければならない」と指摘して都市計画の民主的発展における住民運動の役割を強調されていました。

キーワード 「民主的な土地利用計画体系の追求」

日本の都市計画が旧法から新法に大きく変わる時期に先生とお会いすることになったのですが、戦後の日本国憲法の下で法制化された1968年新法が現代都市計画の出発点であること、そのうえで改革すべき問題点を検討することの必要性を教えてください、私の都市計画研究者としてのスタンスを確認できました。

先生は、「都市的土地利用の可能性は個々の土地所有が持っているのではなく、社会的・共同的で、個々の土地所有に対して計画に従って付与されるべきだ」として「計画なきところ開発(土地利用転換)なし」を原則とした民主的で体系的な都市計画制度を追求されていました。

1968年新法によって導入された区域区分制度と開発許可制度に始まり、1980年の地区計画制度導入までは(先生とご一緒に調査・研究に関わる)、不十分ながら「計画なきところ開発なし」を原則とした土地利用計画体系化が進んでいたのです。中曽根内閣の「規制緩和政策」の

登場する1980年代以降、規制緩和型計画制度が次々と導入されるようになります。先生はこれを「反計画」として土地利用計画体系化に逆行すると批判されています。今日の問題として今に続く重要な指摘です。

また、新法は、都市計画権限の中央政府から地方自治体への移譲と住民参加制度を一応実現したのです。都市計画の権限移譲については、その後の地方分権一括法の施行によって、2000年に都市計画は地方自治体の自治事務となり、都市計画の多くを市町村が定めることになりました。しかし、市町村は、都道府県と「協議し、その同意を得なければならない」と法で規定されています。都市計画を住民に最も身近な自治体である市町村の最優先事務とする目標からは不十分なままです。「住民参加制度」として導入された公聴会・説明会、計画案の縦覧と意見書の提出などの制度も「計画」を「知らしめる」の域を出ないままです。先生の言葉を借りれば「都市計画の主体は住民であるという考えにもとづく参加の制度になっていない」ということになります。

キーワード 「2019年への都市計画史」

「2019年への都市計画史」は、先生が東京都立大学での「最終講義」（1995年3月）の表題です。2019年は、旧法制定から100年、新法施行から50年の民主的で体系的な都市計画制度を展望して設定した時代区分だということです。2019年の目標の一つに、市民・住民を「都市計画の真の主体に」を掲げておられます。その目標前の今、先生ならどのようにお考えになるだろうかと思う研究課題があります。日本国憲法改定の動きがあり（自由民主党『日本国憲法改正草案』）、都市計画との関係では、土地所有権、土地利用権を計画によって制約する憲法の原理である「公共の福祉」（憲法第29条2項）を「公益及び公の秩序」に変えることが草案では謳われています。もし先生がここに居られるなら2019年を前にして、これを看過されることはないと思います。私なりに問題を追究するつもりで「日本国憲法と都市計画—戦後70年を迎えて—」という論考を書きましたが、先生にご批判いただけないのが残念です。

執筆者 **波多野 憲男** (はたの のりお)

プロフィール

1940年生まれ。日本大学理工学部卒業／論文「農地の多い市街化区域縁辺部で行う二段階土地区画整理手法に関する研究」により博士の学位(東京都立大学)／東京都立大学工学部建築学科助手・都市研究センター兼任研究員(1965～90年)／四日市大学環境情報学部教授・特任教授(1995～2010年)／現NPO法人日野・市民自治研究所理事およびNPO法人区画整理・再開発対策全国連絡会議理事